



島根県報

令和元年12月16日（月）

号外 第 8 6 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規 則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 2

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月16日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成29年島根県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」を「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」に、「情報通信技術利用規則」を「情報通信技術活用規則」に、「第5条及び第9条」を「第11条」に改める。

第2条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

第3条中「情報通信技術利用規則第5条第1項」を「島根県公安委員会に対して行われる申請等に係る手続等で情報通信技術活用規則第11条第1項」に、「申請等は」を「ものは」に改める。

第4条第1項中「第3条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中「しようとする」を「行う」に、「入力することができる」を「入力しなければならない」に改め、同条第3項中「しようとする」を「行う」に改め、同条第4項中「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

第5条中「第3条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第6条中「情報通信技術利用規則第9条第1項」を「島根県公安委員会が行う処分通知等に係る手続等で情報通信技術活用規則第11条第1項」に、「処分通知等は」を「ものは」に改める。

第7条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第8条中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。